

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
1	収用適格事業	土地収用法第3条第1号	一 道路法による道路、道路運送法による一般自動車道若しくは専用自動車道（同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は駐車場法による路外駐車場
2	収用適格事業	土地収用法第3条第2号	二 河川法が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に関係のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
3	収用適格事業	土地収用法第3条第3号	三 砂防法による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
4	収用適格事業	土地収用法第3条第3号の2	三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法による地すべり防止施設又はぼた山崩壊防止施設
5	収用適格事業	土地収用法第3条第3号の3	三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止施設
6	収用適格事業	土地収用法第3条第4号	四 運河法による運河の用に供する施設
7	収用適格事業	土地収用法第3条第5号	五 国、地方公共団体、土地改良区（土地改良区連合を含む。）又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設
8	収用適格事業	土地収用法第3条第6号	六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備
9	収用適格事業	土地収用法第3条第7号	七 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
10	収用適格事業	土地収用法第3条第7号の2	七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
11	収用適格事業	土地収用法第3条第8号	八 軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
12	収用適格事業	土地収用法第3条第8号の2	八の二 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する施設
13	収用適格事業	土地収用法第3条第9号	九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
14	収用適格事業	土地収用法第3条第9号の2	九の二 自動車ターミナル法第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設
15	収用適格事業	土地収用法第3条第10号	十 港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設
16	収用適格事業	土地収用法第3条第10号の2	十の二 海岸法による海岸保全施設
17	収用適格事業	土地収用法第3条第10号の3	十の三 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
18	収用適格事業	土地収用法第3条第11号	十一 航路標識法による航路標識又は水路業務法による水路測量標
19	収用適格事業	土地収用法第3条第12号	十二 航空法による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
20	収用適格事業	土地収用法第3条第13号	十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設
21	収用適格事業	土地収用法第3条第13号の2	十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
22	収用適格事業	土地収用法第3条第14号	十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置
23	収用適格事業	土地収用法第3条第15号	十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備
24	収用適格事業	土地収用法第3条第15号の2	十五の二 電気通信事業法第二百十條第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）
25	収用適格事業	土地収用法第3条第16号	十六 放送法による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
26	収用適格事業	土地収用法第3条第17号	十七 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
27	収用適格事業	土地収用法第3条第17号の2	十七の二 ガス事業法によるガス工作物
28	収用適格事業	土地収用法第3条第18号	十八 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
29	収用適格事業	土地収用法第3条第19号	十九 市町村が消防法によつて設置する消防の用に供する施設
30	収用適格事業	土地収用法第3条第20号	二十 都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設
31	収用適格事業	土地収用法第3条第21号	二十一 学校教育法第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設
32	収用適格事業	土地収用法第3条第22号	二十二 社会教育法による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）
33	収用適格事業	土地収用法第3条第23号	二十三 社会福祉法による社会福祉事業若しくは更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校
34	収用適格事業	土地収用法第3条第24号	二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法による保健所若しくは医療法による公的医療機関又は検疫所
35	収用適格事業	土地収用法第3条第25号	二十五 墓地、埋葬等に関する法律による火葬場
36	収用適格事業	土地収用法第3条第26号	二十六 と畜場法によると畜場又は化製場等に関する法律による化製場若しくは死亡獣畜取扱場
37	収用適格事業	土地収用法第3条第27号	二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所
38	収用適格事業	土地収用法第3条第27号の2	二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法による汚染廃棄物等の処理施設
39	収用適格事業	土地収用法第3条第28号	二十八 卸売市場法による中央卸売市場及び地方卸売市場
40	収用適格事業	土地収用法第3条第29号	二十九 自然公園法による公園事業
41	収用適格事業	土地収用法第3条第29号の2	二十九の二 自然環境保全法による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業
42	収用適格事業	土地収用法第3条第30号	三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営
43	収用適格事業	土地収用法第3条第31号	三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設
44	収用適格事業	土地収用法第3条第32号	三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
45	収用適格事業	土地収用法第3条第33号	三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設
46	収用適格事業	土地収用法第3条第34号	三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設
47	収用適格事業	土地収用法第3条第34号の2	三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設
48	収用適格事業	土地収用法第3条第34号の3	三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設
49	収用適格事業	土地収用法第3条第35号	三十五 土地収用法第3条第1号から第34号の2までのいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨て場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設
50	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第1号	一 道路法による道路、駐車場法による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業
51	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第2号	二 学校教育法による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業
52	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第3号	三 社会教育法による公民館（同法第四十二条に規定する公民館に類似する施設を含む。）又は図書館法による図書館（同法第二十九条に規定する図書館と同種の施設を含む。）の整備に関する事業
53	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第4号	四 社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業
54	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第5号	五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業
55	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第6号	六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業
56	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第7号	七 住宅（被災者の居住の用に供するものに限る。）の整備に関する事業であって、災害（発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。）に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの
57	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第8号	八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であって、次に掲げる区域内において行われるもの イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域 ロ その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域
58	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第9号	九 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。）その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとして政令で定めるものの整備に関する事業
59	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第10号	十 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業
60	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第1号）	一 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する用水路、排水路又はかんがい用のため池

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
61	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第2号)	二 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法による土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機又は地下水源の利用に関する設備
62	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第3号)	三 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
63	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第4号)	四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設
64	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第5号)	五 軌道法による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
65	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第6号)	六 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
66	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第7号)	七 港湾法による港湾施設又は漁港漁場整備法による漁港施設
67	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第8号)	八 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設
68	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第9号)	九 電気通信事業法による認定電気通信事業者がその認定電気通信事業の用に供する施設(同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。)
69	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第10号)	十 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物
70	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第11号)	十一 ガス事業法によるガス工作物

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
71	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第12号)	十二 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法による工業用水道事業又は下水道法による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設
72	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第13号)	十三 市町村が消防法により設置する消防の用に供する施設
73	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第14号)	十四 都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設
74	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第15号)	十五 国又は地方公共団体が設置する庁舎
75	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第11号(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令第6条第16号)	十六 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法による水資源開発施設又は愛知豊川用水施設
76	地域福利増進事業	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第12号	十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項第1号から第11号までに掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業
77	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第1号)	一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
78	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第2号)	二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
79	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第3号)	三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
80	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第4号)	四 河川、運河その他の水路
81	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第5号)	五 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
82	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第6号)	六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
83	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第7号)	七 市場、と畜場又は火葬場
84	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第8号)	八 一団地の住宅施設(一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
85	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第9号)	九 一団地の官公庁施設(一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。)
86	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第10号)	十 一団地の都市安全確保拠点施設(溢いつ水、湛たん水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等(居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。))の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設(避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。))及び公共施設をいう。)

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
87	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第11号)	十一 流通業務団地
88	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第12号)	十二 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）
89	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第13号)	十三 一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）
90	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第14号)	十四 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律第二条第八号に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）
91	都市計画事業 (都市計画施設)	都市計画法第4条第15項 (第11条第1項第14号・ 都市計画法施行令第5条)	電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設
92	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第1号)	一 都市計画事業として実施される土地区画整理法による土地区画整理事業
93	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第2号)	二 都市計画事業として実施される新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
94	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第3号)	三 都市計画事業として実施される首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
95	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第4号)	四 都市計画事業として実施される都市再開発法による市街地再開発事業
96	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第5号)	五 都市計画事業として実施される新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
97	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第6号)	六 都市計画事業として実施される大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
98	都市計画事業 (市街地開発事業)	都市計画法第4条第15項 (第12条第1項第7号)	七 都市計画事業として実施される密集市街地整備法による防災街区整備事業
99	土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項	土地区画整理事業 (都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業)
100	市街地再開発事業	都市再開発法第2条第1号	市街地再開発事業 (市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法及びこの法律（第七章を除く。）で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業)
101	認定再開発事業	都市再開発法第129条の2 第1項	認定再開発事業 (建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業であつて、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に資するもの（市街地再開発事業を除く。）)
102	住宅街区整備事業	大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する 特別措置法第2条第4号	住宅街区整備事業 (この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更、公共施設の新設又は変更及び共同住宅の建設に関する事業並びにこれに附帯する事業)
103	防災街区整備事業	密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第 2条第5号	防災街区整備事業 (密集市街地において特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、この法律で定めるところに従って行われる建築物及び建築物の敷地の整備並びに防災公共施設その他の公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業)

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
104	土地改良事業	土地改良法第2条第2項	土地改良事業 (この法律により行う次に掲げる事業をいう。) 一 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。))とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。) 二 区画整理(土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。) 三 農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業(埋立て及び干拓を除く。))及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。) 四 埋立て又は干拓 五 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧(津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。))又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。))の復旧 六 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合 七 その他農用地の改良又は保全のため必要な事業
105	集約都市開発事業	都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項	集約都市開発事業 (第七条第二項第二号イに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これと併せて整備する道路、公園その他の公共施設の整備に関する事業を含む。))並びにこれに附帯する事業であつて、都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するもの)
106	民間都市開発事業	民間都市開発の推進に関する特別措置法第2条第2項	民間都市開発事業 (民間事業者によつて行われる次に掲げる事業をいう。) 一 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む。))のうち公共施設の整備を伴うものであつて、政令で定める要件に該当するもの 二 都市計画法第四条第六項の都市計画施設のうち政令で定めるものの整備に関する事業であつて、同法第五十九条第四項の認可を受けたもの)
107	拠点施設整備事業	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第7条第1項	拠点施設整備事業 (広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業(建築物及びその敷地の整備に関する事業(これに附帯する事業を含む。))で公共施設の整備を伴うものに限る。))であつて、当該事業を施行する土地(水面を含む。))の区域の面積が政令で定める規模以上のもの)
108	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第20条第1項	民間事業者による都市再生事業 (都市再生緊急整備地域内における都市開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。))の区域の面積が政令で定める規模以上のもの)
109	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第63条第1項	都市再生整備事業 (都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。))の区域の面積が政令で定める規模以上のもの)
110	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第95条第1項	誘導施設等整備事業 (立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業(当該都市機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る。))であつて、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。))の区域の面積が政令で定める規模以上のもの)
111	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第46条第3項第1号	まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。))

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
112	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第46条第3項第2号	一体型滞在快適性等向上事業 (滞在快適性等向上区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)又は当該滞在快適性等向上区域内の建築物の所有者(当該建築物に関する賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。))が実施する事業等であって、次に掲げるもの並びにその実施主体及び実施期間に関する事項 イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等(広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件であって国土交通省令で定めるものをいう。)の整備又は管理に関する事業(当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。)のうち国土交通省令で定めるもの ロ イの事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業)
113	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第45条の2第1項	都市再生歩行者経路協定に基づく事業 ※都市再生歩行者経路協定 (都市再生緊急整備地域内の一団の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。))を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。))の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。))は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定(都市再生歩行者経路協定)を締結することができる。)
114	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第45条の13第1項	退避経路協定に基づく事業 ※退避経路協定 (土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避経路の整備又は管理に関する協定(退避経路協定)を締結することができる。)
115	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第45条の14第1項	退避施設協定に基づく事業 ※退避施設協定 (土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避施設の整備又は管理に関する協定(退避施設協定)を締結することができる。)
116	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第45条の21第1項	非常用電気等供給施設協定に基づく事業 ※非常用電気等供給施設協定 (土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る非常用電気等供給施設の整備又は管理に関する協定(非常用電気等供給施設協定)を締結することができる。)
117	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第73条第1項	都市再生整備歩行者経路協定に基づく事業 ※都市再生整備歩行者経路協定 (都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者)は、その全員の合意により、当該区域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路の整備又は管理に関する協定(都市再生整備歩行者経路協定)を締結することができる。)
118	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第74条第1項	都市利便増進協定に基づく事業 ※都市利便増進協定 (都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十五項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(都市利便増進協定)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。)

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
119	都市再生特別措置法に位置づけられた事業	都市再生特別措置法第80条の3第1項	低未利用土地利用促進協定に基づく事業 ※低未利用土地利用促進協定 (市町村又は都市再生推進法人等(第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(第八十条の七第一項に規定する業務を行うものに限る。))又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第八十条の八第一項に規定する業務を行うものに限る。))をいう。)は、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十六項に規定する事項に係る居住者等利用施設(緑地保全・緑化推進法人にあつては緑地その他の国土交通省令で定める施設に、景観整備機構にあつては景観計画区域(景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。)内において整備される良好な景観を形成する広場その他の国土交通省令で定める施設に限る。)の整備及び管理を行うため、当該事項に係る低未利用土地の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者と次に掲げる事項を定めた協定(低未利用土地利用促進協定)を締結して、当該居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。 一 低未利用土地利用促進協定の目的となる低未利用土地及び居住者等利用施設 二 前号の居住者等利用施設の整備及び管理の方法に関する事項 三 低未利用土地利用促進協定の有効期間 四 低未利用土地利用促進協定に違反した場合の措置)
120	農地中間管理事業	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第1号から第4号まで	農地中間管理事業は、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域(市街化区域を除く。)を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、農地中間管理事業の推進に関する法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うもの。 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け(貸付けの相手方の変更を含む。)を行うこと。 三 農用地等について農業の経営又は農作業(以下「農業経営等」という。)の委託を受けること。 四 農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託(委託の相手方の変更を含む。)を行うこと。
121	農業委員会による農地等の利用の最適化(担い手への農地の利用集積等)の推進に関する事務	農業委員会等に関する法律第6条第2項	2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進(農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。)に関する事項に関する事務を行う。
122	森林整備事業	森林法第193条	国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、都道府県が自ら行う場合にあってはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。
123	森林整備事業のうち特定間伐等	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第2条第1項及び第6条第2項	この法律において「特定間伐等」とは、森林(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。)の間伐又は造林で令和十二年度までの間に行われるものであつて、種穂(林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項に規定する種穂をいう。以下同じ。)の採取の用に供する樹木の増殖以外のものをいう。
124	森林整備事業のうち分収造林事業及び分収育林事業	分収林特別措置法第1条	この法律は、分収方式による造林及び育林を促進し、もつて林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資することを目的とする。
125	森林整備事業のうち水源林造成事業	国立研究開発法人森林研究・整備機構法第13条第1項第4号	機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 四 水源を涵養するための森林の造成を行うこと。
126	森林整備事業のうち市町村森林経営管理事業	森林経営管理法第33条第1項	市町村は、経営管理権を取得した森林(第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものを除く。)について経営管理を行う事業(以下「市町村森林経営管理事業」という。)を実施するものとする。
127	治山事業	森林法第10条の15第4項	第十条の十五 4 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 四 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する民有林において、都道府県が治山事業(第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。)を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

根拠法令一覧

番号	事業名	法律上の根拠	(参考) 規定内容
128	治山事業のうち保安施設事業	森林法第 4 1 条第 3 項	農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。 3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
129	治山事業のうち地すべり防止工事	地すべり防止法第 2 条第 4 項	4 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。
130	治山事業のうちぼた山崩壊防止工事	地すべり防止法第 4 1 条	ぼた山崩壊防止工事の施行その他ぼた山崩壊防止区域の管理は、当該ぼた山崩壊防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。
131	公有林野等官公造林	公有林野等官行造林法を廃止する法律附則第 2 項	公有林野等官行造林法（大正 9 年法律第 7 号）は、廃止する。 附 則 1 この法律は、公布の日から施行する。 2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法は、なおその効力を有する。 3・4 （略） 5 附則第 2 項に規定する契約についての分収造林特別措置法の適用については、なお従前の例による。
132	森林生態系多様性基礎調査	森林法第 1 9 1 条の 7	国及び地方公共団体は、森林の施業が適切に行われるためには森林に関する正確な情報の把握が重要であることに鑑み、森林に関するデータベースの整備その他森林に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
133	森林病虫害等被害対策事業のうち森林病虫害等防除事業	(法律補助) 森林病虫害等防除法第 9 条	国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、この法律の規定により都道府県知事の行う森林病虫害等の駆除又はそのまん延の防止に関する措置に要する費用の一部を補助する。